

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月まで

母親が私の国民年金の加入手続をして、定期的に自宅に集金に来る納税貯蓄組合の A さんに保険料を預け、納付すると手帳に検認印を押してもらっていた。保険料が未納とされている期間については、母親が納めていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から加入している上、申立期間当時、申立人の両親の保険料に未納は無く、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 38 年 8 月 23 日、資格取得は 20 歳到達時の 37 年 B 月 C 日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度保険料の納付が可能であり、当時、社会保険事務所では定時又は随時に過年度保険料の納付書を送付していたこと、及び市町村窓口においても被保険者からの希望に応じて備え付けていた過年度保険料の納付書を発行していたことが確認できる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 36 年度国民年金印紙検認記録欄の 3 月の箇所^{箇所}に、申立人の申立期間の保険料が過年度納付されたとみられる記載（「現 39. 3. 26」）が確認でき、申立期間の保険料を母親に納付してもらったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から50年3月まで

当時は、A市町村B地区に住んでおり、申立期間の保険料は、近くにあったA市町村役場C出張所の窓口で1か月分ずつ現金で納めていた。領収書は家を改築したときに紛失してしまったのか、見当たらない。納付したことは間違いないので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市町村役場C出張所の窓口で1か月分ずつ現金で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年6月25日、資格取得は同年9月6日に任意加入被保険者として行われていることが確認できるものの、社会保険事務所及びA市町村のいずれの記録においても、同年9月分の保険料のみ納付、同年10月から50年3月までの保険料は未納と記録されていることが確認できる。さらに、申立人は、50年4月1日付けで任意加入被保険者資格を喪失した後、51年7月26日に厚生年金保険に加入するまでの期間については、国民年金に任意加入していないことが確認できる。当時、社会保険事務所では、任意加入被保険者で保険料納付が困難な場合には、継続して任意加入するか否かの意思確認を行うよう市町村を指導していたことが確認できており、申立人は、49年9月6日に任意加入したものの、同年10月以降、保険料を納付していなかったことから、50年4月1日付けで被保険者資格を喪失する手続を行った可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年2月までの期間、44年4月から同年7月までの期間、48年6月及び56年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から41年2月まで
② 昭和44年4月から同年7月まで
③ 昭和48年6月
④ 昭和56年6月から同年9月まで

当時勤務していたA社が廃業したので、昭和48年6月から、自分で事業所を営んでいた。そのころ、私が修理に行っていた先の集金人3人から、「未納分を支払わないと赤紙を貼られる。」と言われたので、申立期間①、②及び③の保険料は、そのときにすべて支払ったと記憶している。

申立期間④については、当時同居していた実母か家計を同じくする同居人が加入手続をして保険料を支払ってくれていたはずである。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、昭和48年6月ごろに自宅に来た集金人にそれまでの未納保険料をすべて支払ったはずであり、申立期間④の国民年金保険料については、当時同居していた実母又は家計を同じくする同居人が納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人が所持する年金手帳及び社会保険事務所

の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 48 年 7 月 5 日、資格取得は当初、同年 7 月 1 日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、払出し時点では、申立人は、申立期間①、②及び③について、国民年金に加入していないことが確認できる。さらに、B 市町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、当時、申立人は、48 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、55 年 3 月 1 日に厚生年金保険加入のため国民年金被保険者資格を喪失した後は、57 年 6 月 1 日に国民年金に再加入するまでは国民年金未加入期間であった旨が記録されており、申立人は、申立期間④についても国民年金に加入していなかったことが確認できる。これらのことから、申立人は、申立期間のすべての期間について、当時、国民年金に加入していないため、同期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立期間は、現在、国民年金加入期間とされているが、同期間が国民年金加入期間とされたのは、社会保険事務所において、申立人の資格記録が訂正処理された平成 3 年 12 月 20 日からであり、この時点では、申立期間の保険料は既に納付の時効となっており、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から50年3月まで

昭和44年生まれの息子が赤ん坊のとき、夫が不幸にあっても子供にお金が支給されるということで、自分から進んで国民年金に加入し、2,400円を加入当初に納めた記憶がある。保険料は、A市町村から嘱託された集金人に直接手渡しで納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和44年10月に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の保険料を集金人に納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは50年3月10日、資格取得は同年4月1日に行われていることが確認でき、申立人は、申立期間について、国民年金に加入していないため、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は66か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を収納していたと主張している集金人は、申立人の保険料納付については分からないと回答しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 44 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 44 年 8 月

申立期間①及び②については、当時、同居家族全員（母、長兄夫婦、次兄夫婦、実姉及び私）で国民年金に加入した。私は、兄が経営する会社で経理担当の事務員をしており、事務所に来ていた A 市町村役場の職員へ家族全員の保険料 1 年分を納付していた。1 か月の保険料は 150 円か 250 円だったと記憶している。

申立期間③については、数か月に一度、B 市町村 C 地区の自宅に集金に来ていた B 市町村のパート職員に納付した。1 か月の保険料は 1 万円ぐらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②については、当時同居していた家族全員で国民年金に加入し、家族全員の保険料 1 年分をまとめて、集金に来ていた A 市町村役場職員に納付していたとし、申立期間③については、数か月に一度、B 市町村 C 地区の自宅に集金に来ていた B 市町村のパート職員に保険料を納付していたと主張するところ、当時同居していた長兄夫婦、次兄夫婦及び実姉の国民年金手帳記号番号は、A 市町村で昭和 35 年 12 月 17 日に 5 人連番で払い出されていることが確認できるが、この当時、申

立人は 20 歳に到達していないため、国民年金に加入することはできず、同居家族と一緒に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 8 年 7 月ごろに払い出され、資格取得は昭和 37 年 8 月 4 日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立人は、申立期間のすべてにおいて、当時、国民年金に加入していないため、同期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人には、申立期間以外にも計 172 か月の未納期間がある上、申立人が納付していたと主張する保険料の金額は、いずれの期間の保険料の金額とも相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から49年3月まで
昭和43年7月ごろからA市町村にあるB事業所で住み込みで働いていた。国民年金保険料は国民健康保険料と共に同事業所長が毎月納付していると聞いていた。

夫は私より先に住み込みで働いていたが、国民年金保険料は申立期間及びその前後の期間において納付済みとされている。私の分も同様に同事業所で納付してくれていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫や事業所に住み込みしていた者の分を含め、B事業所長が納付してくれていたはずであると主張しているが、当時の同事業所長及びその妻は、保険料納付には関与していないため分からないと回答している上、同事業所の当時の出納担当者は既に死亡し、申立人及びその夫も国民年金の加入手続及び保険料納付には関与していないため、申立期間の保険料の納付状況等は不明となっている。

また、申立人夫婦が一緒に納付してもらっていた者として名前を挙げている二人及び出納担当者の国民年金保険料納付記録を確認したところ、そのうち一人及び出納担当者については納付記録が全く無く、もう一人については、納付記録はあるものの、保険料納付はこの者の妻が行っていたものであり、事業所が納付したものではないことが確認できている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年8月24日、資格取得は43年5月9日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認でき、払出し時点では、申立期間のうち、43年5月から47年6月までの保険料

は時効により納付することはできなかつたものと推認される。

加えて、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出しは結婚前の昭和46年12月6日、資格取得は42年6月20日に遡^{そきゆう}及^{そきゆう}して行われ、遡^{そきゆう}及^{そきゆう}して取得した期間のうち、同年6月から45年3月までの保険料は47年4月に特例納付（国民年金改正法附則第13条）及び過年度納付、45年4月から46年3月までの保険料は47年3月に過年度納付されていることが確認できるが、申立人の夫は、これらの保険料納付について記憶が無いとしている上、申立人は、この時期は、A市町村のB事業所には居なかつたと供述している。

このほか、B事業所では、国民年金保険料の納付を確認できる資料（収支管理簿、運営日誌等）は保管しておらず、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、44 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 45 年 1 月から 52 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 45 年 1 月から 52 年 12 月まで

夫はA共済組合に加入していたが、申立期間②のうち、昭和 44 年 10 月から同年 12 月までは国民年金に任意加入し、集金人に対して月 250 円納付していたと記憶しており、同年 4 月から同年 9 月までは、国民年金手帳に「検認不要」との押印があるので、保険料を納付したものであると理解していた。

また、申立期間①及び③については、未納となっている保険料について追納することができるというので、昭和 57 年 4 月にB市町村役場に行き、その分の保険料を納付したとの記憶があるが、金額は定かではなく、領収書は捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫がA共済組合に加入していたが、申立期間①、②及び③について国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人がこれら申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び③について、昭和 57 年 4 月にB市町村役場の窓口において、特例納付により過去の未納分の保険料を支払ったと主張するところ、当該期間において申立人が任意加入した記録は見当たらず、しかも、任意加入の場合は、さかのぼって納付できない上、57 年

は特例納付が可能な期間ではないことから、申立人は当該期間の保険料を特例納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和 44 年 10 月から同年 12 月まで国民年金に任意加入し国民年金保険料を集金人に納付していたと主張するところ、社会保険庁の記録により、申立人が同年 10 月及び同年 11 月に任意加入していたことが確認できるものの、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 44 年度国民年金印紙検認記録欄において、昭和 44 年 10 月及び同年 11 月の箇所には保険料納付を証する検認印は押されておらず、国民年金印紙検認台紙を切り離した際に割印された検認印のみが確認でき、保険料が納付されていたと認めることはできない上、同年 12 月については任意加入期間ではないことから、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立人は、申立期間②のうち、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までについては、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に「検認不要」との押印があることから、保険料を納付したものであると主張するところ、当該期間において申立人が任意加入した記録は見当たらず、しかも、任意加入していないため保険料を納付できない旨の「検認不要」という表記について誤解しているものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月まで

昭和 40 年ごろ、役場から勧められて国民年金に加入し、昭和 36 年度と 37 年度分の国民年金保険料を納付した記憶はあるが、領収書は出ないと言われ、もらっていない。当時、月 330 円ぐらいの保険料を現金で役場に納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 40 年 6 月 11 日、資格取得は 20 歳到達時の 36 年 A 月 B 日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳においても、申立期間を含む 36 年 10 月から 38 年 3 月までの各月の国民年金印紙検認記録欄に「届出前消滅」のスタンプ表示があることが確認できることから、手帳記号番号が払い出された時点で、既に時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を役場で納め、その保険料額は月 330 円ぐらいであったと主張するところ、当時の保険料額は月 100 円であったことから、申立人の主張には曖昧^{あいまい}さがうかがえる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 16 日まで
A 株式会社勤務していた昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 16 日までの期間が脱退手当金支給済みとされているが、当時、会社からの説明は無く、脱退手当金を受けた覚えは無い。
平成 18 年ごろに B 社会保険事務所で脱退手当金の書類も見せてもらったが、筆跡が私のものとは違っていた。また、同じころに入社し、同じころに退職された方が現在年金を受けているということも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月後の昭和 39 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年1月1日まで
② 昭和23年1月1日から31年1月1日まで

私は、学校卒業後の昭和22年4月からA事業所に就職したはずなのに、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が23年1月1日となっていることに納得できない。

また、B事業所を退職してから2年後にC社会保険事務所に行った際、A事業所に勤めていた期間が脱退手当金として支払われていることを初めて聞いた。退職時に自分で手続をした覚えは無いし、第三者に依頼したことも無く、受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA事業所（後に、D事業所に名称変更）に就職したのは昭和22年4月であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得が23年1月1日であるのはおかしいと主張するところ、申立人が同期入社であると記憶するE氏の厚生年金保険被保険者資格の取得も、申立人と同一日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した前後5年間に資格を取得している同僚15人のうち連絡が取れた3人は、厚生年金保険加入の1か月前ぐらいから3か月前に入社したと証言しており、申立期間当時、A事業所では入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険記号番号払出簿及び被保険者名簿には、昭和23年1月1日から31年1月1日までの期間以外に申立人の加入記録は確認できないとともに、被保険者番号に欠番もみられない。

加えて、D事業所は平成7年4月1日に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたA事業所の被保険者名簿の申立人が記載されている前後50人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年1月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている8人の支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給している6人は資格喪失日の4か月以内に支給決定がなされている上、このうち2人は事業所が代理請求していたと証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約4か月後の昭和31年5月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 4 日まで
② 昭和 39 年 7 月 20 日から 44 年 9 月 21 日まで

結婚し子供ができたので退職し、昭和 45 年 2 月に A 都道府県で出産するため帰省した。その後、B 株式会社 C 事業所に勤務した申立期間①及び D 株式会社に勤務した申立期間②について、脱退手当金が支給されていることを、58 歳の時に初めて知った。出産時にお世話になった医師と助産師（現在は、共に故人）からも、「あなたはこのとき A 都道府県にいたのだからおかしい。」と言われた。私は脱退手当金の請求手続はしていない。

第3 委員会の判断の理由

D 株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 2 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、D 株式会社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む 8 ページに記載されている脱退手当金の受給資格者 80 人のうち、21 人に脱退手当金の支給記録が確認できる。

さらに、これら 21 人のうち 17 人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、D 株式会社から事務を引き継いだ E 健康保険組合では、「当時、事業所に勤務していた女性社員は、平日、社会保険事務所に

行くことができないことから、必要があれば代理請求していた。」と回答していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、20 歳前から勤務していたA事業所（B区）の加入記録が確認できないとの回答をもらった。

A事業所は、C駅（B区）の近くにあり、所長の名前は覚えていないが、女性だったと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B区のC駅近くにあったA事業所に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、B区で「A事業所」という名称での厚生年金保険適用事業所の記録は確認できない。

また、B区に所在する当該名称での法人登記簿は確認できない上、申立人は、事業主の氏名を覚えておらず、同僚についても下の名前のみで二人だけしか記憶に無いことから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

さらに、昭和 31 年 7 月 4 日に設立され、62 年 9 月に「有限会社D」から「有限会社E」に商号変更がなされたB区内に所在する事業所の法人登記簿は確認できたが、当該事業所についても厚生年金保険適用事業所としての記録は無い上、申立人は、事業主は女性であったと主張しているところ、当該登記簿に記載のある役員はすべて男性であり、申立人は、これら役員の名前に記憶は無いとしている。

加えて、F都道府県内に所在し厚生年金保険適用事業所としての記録がある、類似した名称の「株式会社G」及び「H有限会社」における健康保

険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立期間について、申立人の記録は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は無く、勤務した事業所の確認ができない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から33年6月19日まで
② 昭和34年3月31日から35年9月30日まで
父が経営している事業所で、昭和27年4月から働いており、事業所が29年8月1日から厚生年金保険適用事業所となっているのに、33年6月19日まで厚生年金保険に未加入となっている。また、その後加入したが、34年3月31日から35年9月30日まで未加入となっており、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、個人事業所であったA事業所において厚生年金保険に加入していたと主張するところ、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和29年8月1日に12名が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、社会保険事務所の記録により確認できるが、その中に申立人の記録は見当たらず、健康保険番号の欠番もみられない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人が申立期間①と申立期間②との間の期間（昭和33年6月20日から34年3月30日）に厚生年金保険に加入していたものの、昭和34年3月30日付けで被保険者資格を喪失し、健康保険証が返納されていることが確認でき、その直後の申立期間②について、申立人の加入記録は見当たらず、健康保険番号の欠番もみられない。

加えて、申立人は、同事業所の事業主である父と同居していたことが確認できることから、個人事業所の事業主と同一住所に居住し、事業主と申

立人の使用関係が明らかではなかったことにより、被保険者にはなれなかったものと推認される。

なお、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日の法人化と同時に事業主の父と共に被保険者資格を取得し、役員に就任しており、厚生年金保険の加入手続や保険料控除等について十分に知り得る立場にあったものと推認される上、同事業所の役員であった申立人の弟は、「当時、都道府県の指導を受けて、事業主と同一住所に居住しているので、社会保険には加入させなかったのではないか。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 59 年 4 月まで
② 昭和 60 年 3 月から同年 6 月まで

私は、株式会社Aが厚生年金保険に加入する前から、入社しており、昭和 56 年 4 月から 60 年 12 月まで継続して厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を毎月の給与から支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する株式会社A発行の申立人に係る昭和 57 年分の源泉徴収票をみると、社会保険料等の金額欄に記載されている金額 (5,722 円) は厚生年金保険料が含まれておらず、雇用保険料相当額であることが認められ、申立期間①に係る厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認される。

また、社会保険庁の記録により、株式会社Aが厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したのは当時の役員のみであり、申立人を含む一般従業員が被保険者資格を取得したのは3年後の 59 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②について、株式会社Aにおいて引き続き厚生年金保険に加入していたと主張するところ、当時の経理担当者 (代表取締役の妻) は、「申立人を含め、従業員には一年の中で仕事の無い期間には休んでもらい、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、当該期間は雇用保険加入記録が無いことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①及び昭和 60 年 3 月を除く申立期間②に

において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳において、社会保険庁の記録と同様の国民年金加入記録が記載されており、申立人が申立期間②当時、国民年金被保険者資格の得喪の手續を記録どおりに行ったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から49年4月まで
② 昭和49年6月から53年10月まで

昭和42年5月ごろ、A株式会社B事業所に入社し、3年後にC事業所に転勤した。47年7月10日付けで事業所長辞令をもらい、53年10月の退社まで約11年勤めた。厚生年金保険に加入させてもらう約束だったが、納得のいかない空白期間があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月から53年10月までA株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するところ、当時の同僚の証言や事業所長辞令により、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険庁の記録により、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険加入期間は、昭和49年5月1日から同年6月13日までの1か月のみであり、当該資格喪失日と雇用保険の離職日が一致している上、当該厚生年金保険加入期間の前後の申立期間において申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年10月19日であることが確認でき、申立期間のうち、申立人が入社したとする42年5月から45年9月までの期間は、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

さらに、社会保険庁の記録により、同事業所において、厚生年金保険適用以降、8人が厚生年金保険に加入しており、申立人がその8番目に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、これ以外に加入し

た記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和 51 年 8 月 1 日以降、別の会社 3 社に勤め、それぞれ雇用保険に加入していた記録が確認でき、申立人もその事実を認めている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 12 月まで

昭和 62 年 2 月から同年 12 月まで、株式会社Aで働き、健康保険証を渡された記憶は無いが、職業安定所から雇用保険の被保険者証をもらった記憶がある。雇用保険に加入していたのだから、厚生年金保険にも加入していたはずであり、給与から天引きされていたと思うので、厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所の当時の給与担当者は、「当時、雇用保険については入社と同時に加入させていたが、厚生年金保険についてはすぐに辞めてしまう人が多かったので、試用期間を設けて、入社して2、3か月は加入させていなかった。」と証言しており、申立人の同僚の厚生年金保険加入記録からも、同事業所において、一定期間の試用期間を経てから従業員を社会保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録により、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 61 年 8 月 1 日から全喪する平成 4 年 3 月 31 日までの期間において、申立人の厚生年金保険加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない上、申立人は健康保険証を渡された覚えが無いとするなど記憶が曖昧である。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立

人も保険料控除に関しての具体的な記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 36 年 9 月まで

私は、昭和 33 年 10 月ごろから、住み込みをしながら A 株式会社で働き、給料は食事代を差し引かれて、2,000 円ぐらいであった。給与明細書もらった記憶は無いが、年金手帳は会社で保管しているからと事務担当者から言われた記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 株式会社勤務していたことは推認される。

しかしながら、同事業所が厚生年金保険適用事業所となった昭和 30 年 4 月 1 日から全喪した 36 年 7 月 1 日までの期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の加入記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もみられない上、申立人が入社したとする 33 年 10 月時点の被保険者は二人（社長とその親族）のみで、それ以降、新規加入者はいないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、「年金手帳は会社で預かっていた。」と主張するが、当時の事務担当者は、「会社で社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から何度も督促を受けていた。」と証言しており、同事業所の昭和 30 年 4 月 1 日の厚生年金保険適用時に被保険者資格を取得した 12 人のうち、社長とその親族を除く 10 人は、いずれも申立人が入社する以前の 32 年 12 月 25 日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、同僚の証言によれば、申立人が入社したとする昭和 33 年 10 月時点においても従業員は 10 人ぐらいたとしていることから、申立期

間当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の加入手続きを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧^{あいまい}であり、健康保険証ももらっていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 63 年 8 月まで

昭和 55 年 1 月に法人化した A 株式会社の代表取締役として、私の給料は、当初、40 万円であったが、同年 10 月からは 50 万円、60 年 9 月からは 60 万円であった。同年 12 月ごろから経営難となり、62 年 1 月からは 50 万円に下げた。その後、年金額がおかしかったので調査したら、申立期間当時の給料（標準報酬月額）が少なく記録されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 株式会社の代表取締役として同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同事業所の法人登記簿や社会保険庁の記録により認められる。

また、社会保険庁の記録により、申立人の同事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 55 年 1 月から同年 9 月までが 32 万円、同年 10 月から 60 年 9 月までが 41 万円、同年 10 月から 61 年 12 月までが 47 万円、月額変更により 62 年 1 月から同年 9 月までが 36 万円、次いで 63 年 9 月の全喪までが 32 万円となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間にもらっていた給料と比べて、厚生年金保険の標準報酬月額が少ないと主張するところ、A 株式会社は昭和 63 年 9 月 30 日に全喪している上、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料が確認できる給料明細書等の資料は無く、申立人の給料の明細は不明である。

なお、申立期間のうち昭和 55 年 10 月から 61 年 12 月までの期間につ

いては、厚生年金保険法では、標準報酬月額（被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅（昭和 55 年 10 月時点は 35 等級）で区分するもの）を設定し、これを基に保険料の額や保険給付の額を計算する仕組みとなっており、申立人の報酬を当てはめてみると、その額が設定された標準報酬月額の上限を超えていることから、昭和 55 年 10 月から 60 年 9 月までの標準報酬月額はその上限と同額の 41 万円に、さらに、60 年 10 月から 61 年 12 月まではその上限と同額の 47 万円に適正に決定されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に相当する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から同年12月まで
② 昭和39年5月から46年3月まで

私は、申立期間①において、A事業所で働き、当時、事業主から、「年金に加入していなければいけない。」と言われたので、厚生年金保険に入っていたと思う。給料から税金等がまとめて引かれていたので、年金額がいくらだったかは不明である。

また、申立期間②において、B事業所で働いており、給料から天引きされていたものの中に厚生年金保険料が入っていたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①当時、A事業所に勤務していたことは推認できるが、当時の複数の同僚は、「A事業所は厚生年金保険に加入していないのを知っていたので、自分で国民年金に加入していた。」と証言しており、実際に同僚のほか、事業主も国民年金に加入していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、A事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間②当時、B事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、当時の同僚等から申立人の勤務事実についての証言は得られない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細

書等の資料は無い。

加えて、社会保険庁の記録により、B事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、事業主も国民年金に加入していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。